

別冊

介護療養型医療施設  
短期入所療養介護事業  
の手引き

令和5年（2023年）6月

熊本県健康福祉部長寿社会局 高齢者支援課

# 介護療養型医療施設の動向について

## 1 介護療養型医療施設の動向

○平成30年度改正

・介護医療院の創設

今後増加が見込まれる慢性期医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として創設する。

・介護療養病床の経過措置期間は、6年間(令和6年3月末まで)延長。

## 2 これまでの転換進捗状況

○介護療養病床数の推移

	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度 5 月末
介護療養 病床の数	2,326	2,126	1,796	1,531	802	634	403	246	238

○介護療養病床の転換状況

介護療養 病床の転 換先	H22~H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 5 月末	合 計
一般病床	85	10	28	34	32	6	0	0	0	0	195
療養病床 (医療保険)	593	61	139	261	45	109	30	66	0	8	1,312
介護老人 保健施設	123	0	29	16	8	0	0	0	0	0	176
介護医療 院	—	—	—	—	169	598	129	129	157	0	1,182
その他	0	0	0	12	0	0	0	13	0	0	25
廃止	81	8	4	7	11	16	9	23	0	0	159
合 計	882	79	200	330	265	729	168	231	157	8	3,049

○介護療養病床から介護医療院への転換状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (5 月末現在)	合 計
施設数	5	14	5	5	5	0	34
療養床数	169	598	129	129	157	0	1,182

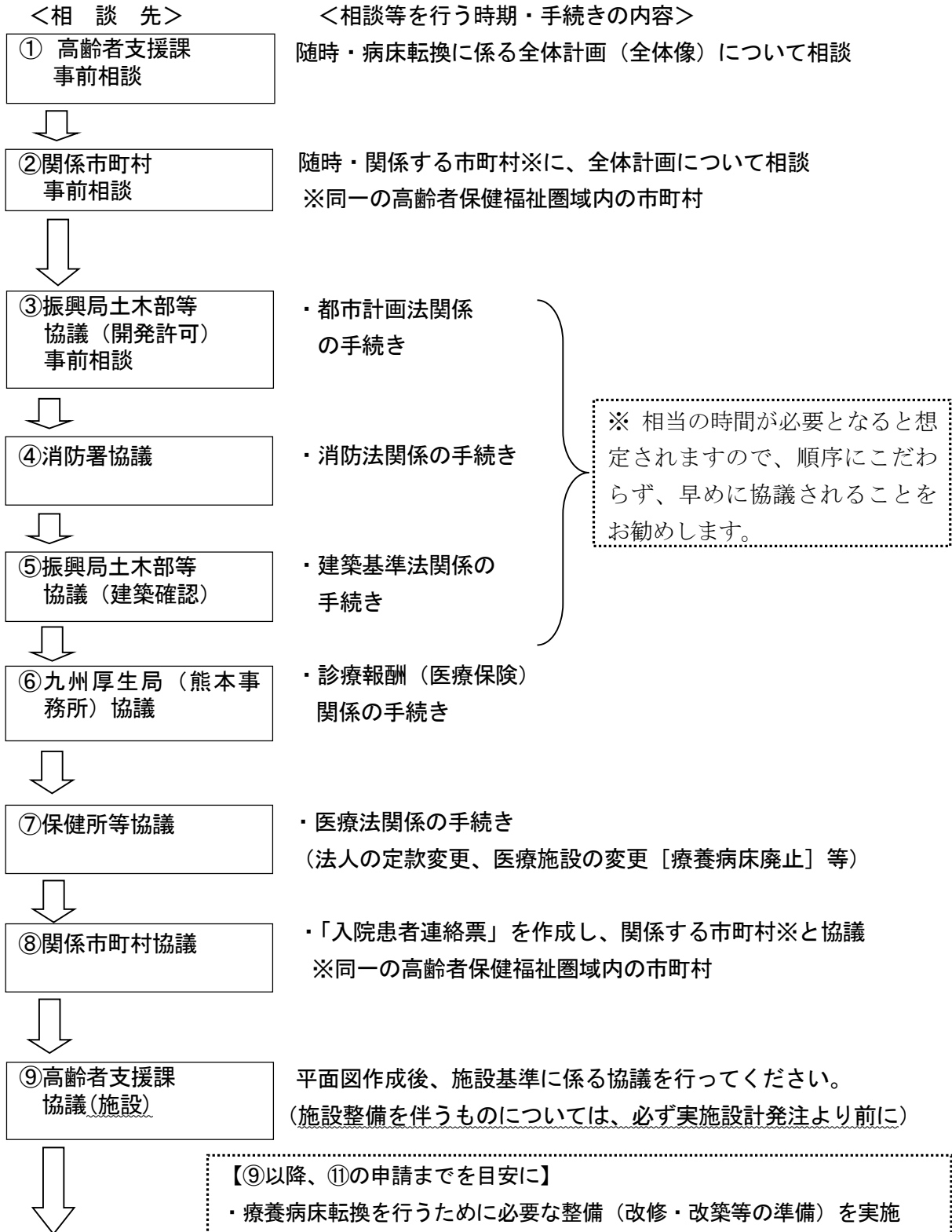
### 3 介護医療院の開設許可申請の相談窓口等

※熊本市を除く市町村の施設の場合の相談先（熊本市の施設は、熊本市介護保険課へ）

#### 1 事前の協議（相談）や申請に係る手続きの流れ

一般的な流れを示すものです。協議の必要な関係機関とは、できるだけ早めに協議等を行ってください。

#### (例) 介護療養型医療施設から介護医療院への転換



⑩高齢者支援課  
協議(人員)

人員体制や施設・設備が概ね固まった後に相談。



⑪他法関係  
申請・届出等

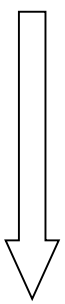
以上の関係法以外についても申請・届出等が可能となり次第随時



⑫高齢者支援課  
※開設許可申請

他法関係の許認可等を受けた後(事業開始の2ヵ月以上前)

- ・ 申請書類の受付
- ・ 現地調査、ヒアリング
- ・ 関係市町村長※への意見照会



※同一の高齢者保健福祉圏域内の市町村及び転換後の施設に入所することが見込まれる入院患者の介護保険の保険者である(となる)市町村

- ・ 標準処理期間は、土日・祝日・年末年始の休日を除き40日
- ・ 介護療養型医療施設の指定辞退届提出(辞退日1ヵ月前)
- ・ (予防)短期入所療養介護の廃止届提出(廃止日1ヵ月前)
- ・ 医療施設変更[療養病床廃止]日の翌日(以降)

⑬開設許可決定



⑭介護医療院事業  
の開始

## 2 相談窓口

### ○相談(申請)窓口

上記①⑨⑩⑫について:熊本県高齢者支援課 施設介護班 096-333-2217  
上記⑥について :九州厚生局熊本事務所 096-284-8001

※熊本市の施設は、熊本市の窓口へご相談ください。

熊本市介護保険課 介護事業指導室 096-328-2793

### 【療養病床の転換に関する相談窓口】

#### <熊本市以外の事業所>

相談事項	窓口	電話番号
・介護保険施設の開設許可 ・有料老人ホームの届出 ・介護療養病床の転換に係る市町村交付金 ・介護保険施設の設備・人員基準	県高齢者支援課 (施設介護班)	96-333-2217
・診療報酬(医療保険)関係の手続き	九州厚生局熊本事務所	096-284-8001
・サービス付き高齢者向け住宅の登録	県住宅課(計画班)	096-333-2547
・その他のお問い合わせ	県医療政策課(総務・医事班)	096-333-2205
	県認知症対策・地域ケア推進課(地域ケア推進班)	096-333-2211

#### <熊本市内の事業所>

相談事項	窓口	電話番号
・介護保険施設の開設許可 ・有料老人ホームの届出 ・介護療養病床の転換に係る市町村交付金 ・介護保険施設の設備・人員基準	市介護保険課介護事業指導室	096-328-2793
・診療報酬(医療保険)関係の手続き	九州厚生局熊本事務所	096-284-8001
・サービス付き高齢者向け住宅の登録	市住宅政策課	096-328-2438

## ○転換に係る経過措置について

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号附則第11条

病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第7号口及び第45条第2項第5号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

## 平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A（平成24年3月16日）について

### ○転換に係る経過措置について

【問 213】 療養病床等から転換した介護老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）附則第13条から附則第19条まで）のどこまでが適用範囲なのか。

（答）療養病床等における施設及び設備の基準と介護老人保健施設の施設及び設備の基準が異なることから、療養病床等から介護老人保健施設等への転換に際して建物の躯体工事を行う必要があるため、転換を促進する観点から、当該転換を行う場合に限り、介護老人保健施設等の施設基準等を緩和する経過措置を設けたものである。

介護老人保健施設の療養室の面積に係る経過措置の対象は、

- ① 転換の際に、療養病床の病室をそのまま介護老人保健施設の療養室とした場合に加え、
- ② 転換の際に、増築を行い療養室を設置した場合や、
- ③ 転換の際に、改築を行い療養室を設置した場合も含まれる。

また、機能訓練室、食堂及び廊下幅についても、平成30年3月31日までに転換を行った場合には、療養室と同様の考え方により経過措置を認めるものである。

【問 214】 療養病床等から転換した介護老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置（基準省令附則第13条から附則第19条まで）については、介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費が算定できなくなった場合には、適用除外となるのか。

（答）療養病床等から転換した介護老人保健施設において適用される施設及び設備に関する基準に係る経過措置は、平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に基準省令附則第13条から附則第19条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設について、適用される。

したがって、介護療養型老人保健施設の施設サービス費を算定できなくなる場合であっても、上記の要件を満たしている場合には、引き続き、施設及び設備に関する基準に係る経過措置は適用される。

【問 215】 療養病床等から転換した介護老人保健施設において、個人から法人へと開設者を変更した場合、転換後の介護老人保健施設に係る療養室の面積等の経過措置は、引き続き適用されるのか。

（答）

療養病床等から転換した介護老人保健施設等に係る経過措置は、転換後に開設者が変更となった場合であっても、建物の建替え等の躯体工事を行うまでの間適用される。

## ○ 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費について

【問 217】 療養病床等から介護療養型老人保健施設への基準省令附則第 13 条に基づく転換後に、開設者の死亡により開設者が変わった場合であっても、引き続き介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定することができるのか。

(答) 介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費は、療養病床等の開設者が基準省令附則第 13 条に基づく転換を行った場合算定できる。ただし、転換後に開設者の死亡等により開設者が変更した場合については、実態として開設者の変更のみが行われるため、引き続き介護療養型老人保健施設の基本施設サービス費を算定できる。

## ○ 経過型介護療養型医療施設

【問 221】 平成 24 年 4 月 1 日以降、経過型介護療養型医療施設へ転換することはできるのか。

(答) 平成 24 年 4 月 1 日以降は経過型介護療養型医療施設に転換することはできない。

## ○ 介護療養型医療施設の指定

【問 222】 平成 24 年度以降の介護療養型医療施設の新規指定は認められないこととされたが、個人経営の介護療養型医療施設の開設者が死亡した場合はどのように取り扱うのか。

(答) 個人経営の介護療養型医療施設が法人化する場合や個人経営の介護療養型医療施設が開設者が死亡した場合などやむを得ず開設者の変更を行う場合は、従前の介護療養型医療施設の運営に変更がない場合に限り、新規指定の取扱いとせず、変更の届出として取り扱うことができる。

また、その際には、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への早期の転換に資するよう、計画的な転換を促すこととする。

なお、法人の吸収合併の場合等法人形態が変更となる場合は、新規指定の取扱いとなり、平成 24 年度以降は認められない。

平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) について (平成 24 年 3 月 30 日)

## ○ 特別養護老人ホームへの転換

【問 40】 療養病床を有する医療法人が、転換に際して新たに社会福祉法人を立ち上げて特別養護老人ホームに転換する場合、基準省令附則第 13 条に基づく転換に該当するか。

(答)  
該当する。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) について (平成 30 年 3 月 28 日)

## ○ 転換に係る経過措置について

【問 4】 療養病床等から転換した介護医療院において、個人から法人へと開設者を変更した場合、転換後の介護医療院に係る療養室の面積等の経過措置は引き続き適用されるのか。

(答)  
貴見のとおりである。